附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に免許を受け、又は免許を申請している電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条の四第二項第三号に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（以下「二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信」という。）を行う無線局の無線設備の条件については、この告示による改正後の平成二十二年総務省告示第三百七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この告示の施行の際現に受けている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においてもなお効力を有する。

4　この告示の施行の際現にされている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なお効力を有する。

○総務省告示第三百九十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、令和五年総務省告示第三百二十二号（電波法第百三条の二第二項及び別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十九日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第百三条の二第二項の規定により総務大臣が指定する周波数のうち、専ら広域開設無線局に使用させる周波数は、表１の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。また、法別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数は、広域開設無線局以外の無線局が、法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に基づき当該周波数を使用する広域開設無線局と異なる無線通信の態様を行い、異なる無線局の目的を有し、又は異なる周波数の使用に関する条件に該当するものとして使用する周波数（以下表２において「共用させる周波数」という。）であって、表２の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。	［同左］
表１	表１
法別表第七上欄に掲げる区域 / 専ら広域開設無線局に使用させる周波数	［同左］ / ［同左］
一の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数	［同左］	［同左］	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数